

通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 運営規程

第1章 施設の目的および運営方針

(運営規程設置の趣旨)

第1条 社会福祉法人 愛の会 が開設する介護老人保健施設 桜の郷敬愛の杜（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅介護支援計画（介護予防介護支援計画）並びに通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が在宅生活を維持できるよう支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある緊急やむをえない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図るとともに、地域の各医療機関や福祉関係機関と連携し、利用者が地域において総合的にサービスの提供を受けることが出来るよう努める。
- 4 当施設では、利用者の心身の健康と長寿が甦ることを目的に「すこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努める。
- 5 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用上必要な事項について、理解しやすいように指導や説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努める。

第2章 施設の名称及び所在地

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称、所在地等は次の通りとする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 桜の郷敬愛の杜 |
| (2) 開設年月日 | 平成24年7月6日 |
| (3) 所在地 | 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 1000 番地 2 |

(4) 電話番号	0 2 9 - 3 5 3 - 6 5 8 1
(5) F A X	0 2 9 - 3 5 3 - 6 5 8 2
(6) 介護老人保険施設指定	平成24年7月6日
(7) 管理者名	齊藤 平
(8) 介護保険施設指定番号	0 8 5 3 1 8 0 0 9 9

第3章 職員の定数

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種・員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところである。

(1) 管理者	1名
(2) 医 師	1名以上
(3) 看護職員・介護職員	3名以上
(4) 理学療法士・作業療法士または言語聴覚士	1名以上
(5) 支援相談員	1名以上
(6) 管理栄養士	1名以上
(7) 調理職員	必要数
(8) 事務職員	必要数

第4章 業種及び業務内容

(従業者の職務内容)

第6条 前項に定める当施設職員の業務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、関連職種の連携、他職種協働を旨とし、介護老人保健施設の運営全般を一元的に管理する。
- (2) 医師は、利用者の病状及び身体の状態に応じて、日常的な医学的対応を行う。また、退所時、認定調査等、必要に応じて医学的な情報提供を行う。
- (3) 看護職員は利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成しこれに基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が適切に作成されるよう支援し、また円滑に推進されるよう利用開始から利用後に至るまで、利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。また、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が、他職種協働で、効率的に推進されるよう正確な情報の共有と伝達及び連携を図る。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示に基づき、リハビリテーション計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施及び実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、医師の指示に基づき、必要な療養食を提供するほか、利用者の契約する居宅介護支援事業所（包括支援センター）の計画した居宅介護支援計画（介護予防介護支援計画）及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、栄養ケア計画を

作成するとともに、適切な食事提供を行う。

(8) 調理職員は、利用者に対し適切な食事を提供するとともに、衛生管理に留意する。

(9) 事務職員は、運営管理のため諸事務の処理を行う。

(職員の勤務条件)

第7条 職員の就業に関する事項は、別に定める 社会福祉法人 愛の会 の就業規則による。

(職員の服務規則)

第8条 職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意する。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、「安心」「安全」なケアを提供するべく接遇すること。

(2) 利用者に対して常に明朗な態度であり続けるために、常に個人衛生に留意すること。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力すること。

(4) 施設の設定・備品の取り扱いには十分留意し、無駄を排し、節約を心掛ける。

(職員の質の向上)

第9条 施設職員の質の向上のために、その研修の機会を保障する。

(職員の健康管理)

第10条 職員は、自らの健康維持に努めるとともに、施設が行う年1回の健康診断を受ける。

(守秘義務)

第11条 施設職員に対して、施設職員である期間、及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を図るものとする。

第5章 定員、営業日、営業時間及びサービス提供時間

(通所の定員)

第12条 当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用者の定員は40人とする。

(営業日)

第13条 当施設の営業日は、年末年始を除く月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

(営業時間及びサービス提供時間)

第14条 当施設の営業時間は、8時30分から17時30分までとする。

2 当施設のサービス提供時間は、9時45分から16時までとする。

第6章 受給資格及び事業の実施地域

(受給資格の確認)

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の開始にあたって、利用者の介護保険証により受給資格を確認する。

（通常の事業の実施地域）

第16条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

- (1) 茨城町
- (2) 水戸市
- (3) 笠間市
- (4) 小美玉市
- (5) 鉾田市

第7章 利用の手続き等

（利用開始の手続き）

第17条 当施設は、利用者の契約する指定居宅支援事業者からの通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用に関する相談に基づいて、利用申込者を利用させるものとする。

- 2 利用申込者の介護の程度が重いことをもって利用を拒まない。
- 3 利用申込者の利用に際しては、病歴、家族状況などの把握に努める。
- 4 利用申込者の病状その他により、当施設での対応が困難であると認めた場合には、適切な他の社会資源の利用を誠実に支援する。
- 5 当施設は、新たに利用した利用者に対し、日課及び施設内での生活、食事や健康状態、介護状況などについて書面で説明を行う。

（利用終了の手続き）

第18条 下記の場合には、利用者の契約する居宅介護事業所と協議し、利用終了の手続きをとる。

- (1) 利用者から、利用終了の申し出があり家族への確認も得られたとき。
- (2) 利用者が、無断で帰宅し復帰の見込みがないとき。
- (3) 利用者に病院治療の必要が生じたとき。

第8章 サービスの内容及び施設利用の留意事項

（サービスの内容）

第19条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士によって、利用者毎に解決すべき課題の把握を適切に行い、その他職種との協同によりリハビリテーションカンファレンスを行って、心身機能の維持・向上に係る目標設定をし、計画を作成した上でリハビリテーションの提供を行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、施設への送迎を提供する。

（施設利用にあたっての留意事項）

第20条 施設の利用にあたっての留意事項を下記の通りとする。

- (1) 利用時間内の医療機関への受診は、医師の判断とする。
- (2) 所持品等は、施設利用上必要なもの以外は持ち込めない。
- (3) 高額な商品や身の回り品及び多額の金銭については基本的に持ち込めない。また、その他に持込んだ身の回り品等の管理は、基本的に利用者個人が責任を持って行うものとする。
- (4) 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すことをしてはならない。
- (5) 喧嘩もしくは口論、泥酔、または楽器などで音を大きく出し静穏を乱し他者に迷惑を及ぼしてはならない。
- (6) 指定した場所以外で火気を用いること喫煙することは禁止する。
- (7) 故意に施設もしくは物品に損害を与えることをしてはならない。
- (8) 金銭または物品によって賭事をしてはならない。
- (9) 無断で備品の位置または形状を変えてはならない。

第9章 施設利用者の負担

(利用者負担の額)

第21条 利用者の負担額を次の通りとする。

- (1) 政省令が定める保険給付の自己負担額を料金表により支払を受ける。
- (2) その他の利用料は、当施設の見やすい場所に掲示する。

第10章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と施設改善を図り、利用者の安全に万全を期する。

- 2 少なくとも年2回以上の非常災害訓練を行う。
- 3 消防計画及び消防業務の実施は、防災管理者が行う。
- 4 防火設備の点検を年2回以上行い、利用者の安全に対し万全を期す。

第11章 その他施設の管理に関する重要事項

(個人情報保護)

第23条 当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 当施設が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得るものとする。

(感染症対策)

第24条 当施設における感染症、または食中毒の予防及びまん延の予防のため月1回程度の委員会を開催し、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底する。

2 感染症及び食中毒のまん延の防止策の研修を行う。

(事故防止対策委員会)

第 25 条 事故が発生した時、またはそれに至る危険性がある事態が生じた時、その状態を事故防止対策委員会で分析し、その改善策を職員に周知徹底する。

2 事故防止に対する研修を行う。

(衛生管理など)

第 26 条 利用者が使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずると共に、薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 空気調和設備により、施設内の適温・適湿・採光の確保に努める。

3 食中毒及び感染症の発生を防止すると共に、蔓延することがないように衛生的管理を行う。

5 栄養士、調理師等厨房勤務者は、月 1 回検便を行わなければならない。

(苦情処理)

第 27 条 運営規程の概要及び利用者の苦情処理の対応については、施設内の利用者及び家族が見やすい場所に掲示する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 28 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 責任者の選定(責任者：施設長 齊藤 平)

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年 1 回以上)

(3) 虐待等に対する相談窓口の設置

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第 29 条 当施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 当施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その検討結果を職員に周知徹底すること

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 全職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(業務継続計画の策定等)

第 30 条 当施設は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスに提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 当施設は、全職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 当施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他）

第 31 条 介護保険施設サービスに関する政省令および通知並びに本規程に定めがない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 愛の会 理事会において定めるものとする。

2 事業所がおこなったサービスに係る諸記録に関して、県条例の定めるものを整備し、その完結した日から5年間保存するものとする。

付 則

この規程は、平成24年7月6日より施行する。

この規程は、平成30年8月1日より改定する。（定員30名から40名へ変更）

この規程は、令和2年4月1日より改定する。（営業日変更）

この規程は、令和3年4月1日より改定する。（営業日変更）

この規程は、令和3年8月1日より改定する。（管理者変更・虐待の防止のための措置に関する事項）

この規程は、令和3年10月1日より改定する。（管理者変更）

この規程は、令和4年1月1日より改定する。（管理者変更）

この規程は、令和6年6月1日より改定する。

（実施地域変更・身体拘束の禁止・業務継続計画の策定等追加）